

安全報告書

【バス事業】



 遠州鉄道株式会社

2024年7月

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

1.ごあいさつ

平素より遠州鉄道ならびに遠鉄グループをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
また、当社バス事業に深いご理解をいただきまして厚くお礼申し上げます。

遠鉄グループ経営の根幹は、バスや鉄道などの運輸事業を中心に培われてきた「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、遠鉄グループは運輸事業における安全運行が支えていると言っても過言ではありません。こうした認識のもと、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」という方針に基づき、ハード・ソフト両面において安全管理体制の強化に努めております。

2023年度におきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されたことに伴い人流や交通量が急激に増加したため、安全対策や乗務員確保の必要性が非常に高まることとなりました。

このような状況の中、ハード面では新車(乗合バス10両、空港バス1両、高速バス1両、貸切バス3両)の購入や乗合バス車両へ安全装置の導入を進めるなど、安全性向上を図りました。

ソフト面においては、乗務員の処遇改善の推進など働きやすい職場環境の整備に努めてまいりました。

今後も、安全に対する投資を積極的に実施するとともに、法令や規則を遵守し、地域のお客様から喜ばれ信頼される存在となるよう全員一丸となって取り組んでいく所存です。

尚、本報告書は当社の「安全の確保のための取り組み」を皆様に公表させていただくものです。お気づきの点がございましたら、率直なご意見やご感想をいただければ幸いです。

遠州鉄道株式会社

取締役社長 丸山 晃司



2. 輸送の安全に関する基本的な方針

遠州鉄道においては、輸送の安全を確保するために、以下の通り社長以下全社員が一体となって取り組んでまいります。

(輸送の安全に関する基本的な方針について)

取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本的な方針」を社長訓として次の通り定め、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。

「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

我々バス事業に従事する者は、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」と言うことを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう



遠州鉄道株式会社

取締役社長 丸山 晃司

以上、方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策については絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努める。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していく。

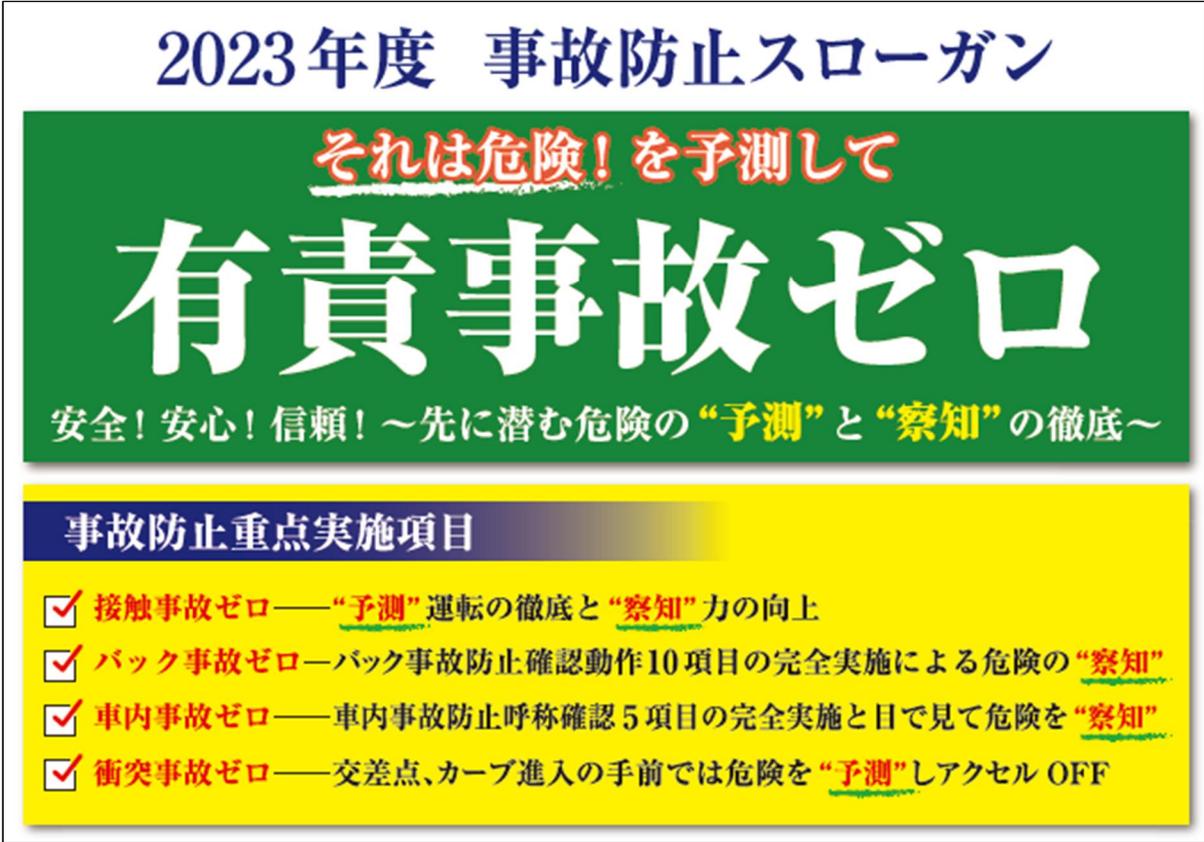
3.輸送の安全に関わる目標及び当該目標の達成状況

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、当社本部事故防止対策委員会・運輸安全マネジメント会議において策定した 2023 年度事故防止重点実施項目及び事故抑止目標、事故実績並びに 2024 年度事故抑止目標は次の通りです。

1.輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

- ・2023 年度事故抑止目標 有責事故削減
- ・2023 年度事故実績 対前年度 +6 件(111%)
- ・2024 年度事故抑止目標 有責事故削減

2.年間最重点実施項目(2023 年度)



2023年度 事故防止スローガン

それは危険!を予測して

有責事故ゼロ

安全!安心!信頼!～先に潜む危険の“予測”と“察知”の徹底～

事故防止重点実施項目

- ✓ 接触事故ゼロ——“予測”運転の徹底と“察知”力の向上
- ✓ バック事故ゼロ——バック事故防止確認動作10項目の完全実施による危険の“察知”
- ✓ 車内事故ゼロ——車内事故防止呼称確認5項目の完全実施と目で見て危険を“察知”
- ✓ 衝突事故ゼロ——交差点、カーブ進入の手前では危険を“予測”しアクセル OFF

1. 有責事故削減

- (1)接触事故防止 … ●予測した運転操作の励行 ●漫然化した運転操作の撲滅
「運転姿勢の矯正」「片手運転の撲滅」「フットレストの使用」
- (2)バック事故防止 … ●見られていなくても10項目の徹底 ●下車して後方の確認の実施
●互いにバック誘導の実施 ●平均9.90以上の達成
- (3)車内事故防止 … ●「社員のチカラ」の実施100点達成率50%以上 ●「お後はいかがでしょうか」達成率70%以上
- (4)衝突事故防止 … ●交差点、カーブの手前での減速を徹底 ●進入時はアクセルOFFの実施
- (5)運行評価表100点取得率の向上 … ●前年比101%以上の達成 ●100点達成率80%以上の達成

2. 運行ミスの撲滅 ————— ●一運行ごとの運行経路確認 ●始発時、分岐点手前での行き先案内を完全実施

3. 階層別教育の強化 ————— ●運行評価表 SPSS 分析による運転レベルアップ教育の実施

4. 乗務員健康管理の徹底 ————— ●SAS 検診の一斉実施と C-PAP 装着率の向上
●脳ドック受診及び、各種予防接種の推進

5. 新規運転者採用推進

6. 飲酒運転の撲滅 ————— 個々への飲酒量のヒアリング / 貸与チェッカーの動作確認

7. ヒヤリハット事案の収集強化 — 各営業所毎月目標件数以上

3.月別事故防止重点項目(2023年度)

4月	横断歩道付近での減速、安全確認で歩行者保護
5月	基本に戻って再確認イエローストップの励行
6月	慣れた場所でもバック事故防止、確認動作10項目完全実施
7月	ドア開閉時、また乗降時は高齢者の動静に注意
8月	夏休み、子供の飛び出し、自転車の側方通過に注意し接触、人身事故防止
9月	右左折時、歩行者、自転車に注意し人身事故防止
10月	車内事故防止マイクの活用着席確認後の発車
11月	薄暮時は早めのライトオンで防衛運転
12月	先急ぎせず十分な車間距離の確保で運行
1月	初心に戻りバック事故防止、確認動作10項目の徹底
2月	冬の道、スピード控え補助ブレーキの活用を
3月	「お後はいかがでしょうか?」と急ぐ気持ちを抑えて車内の再確認

4.主な安全に関する外部表彰実績(2023 年度)

【団体表彰実績】

静岡県自動車連合会安全運転コンクール

- ・静岡県警察本部長・静岡県自動車連合会会長連名表彰
浜松東営業所、磐田営業所
- ・中部運輸局静岡運輸支局長・静岡県自動車連合会会長連名表彰
浜松西営業所
- ・中部運輸局静岡運輸支局長・静岡県自動車連合会会長連名特別表彰
浜松西営業所
- ・静岡県バス協会会長表彰
三方原営業所

【個人表彰実績】

- | | |
|---------------------------|--------------|
| ・令和5年秋の黄綬褒章 | 運転者1名(前年度1名) |
| ・国土交通省 自動車関係功労者大臣表彰 | 運転者1名(前年度1名) |
| ・中部運輸局 功労者等局長表彰 | 運転者1名(前年度3名) |
| ・中部運輸局静岡運輸支局 功労者等支局長表彰 | 運転者6名(前年度2名) |
| ・公益社団法人日本バス協会 優良運転者表彰 | 運転者2名(前年度4名) |
| ・一般社団法人静岡県バス協会 優良バス運転者表彰 | 運転者7名(前年度6名) |
| ・静岡県高速道路交通安全協議会 隊長・会長連名表彰 | 運転者2名(前年度1名) |
| ・静岡県高速道路交通安全協議会 会長表彰 | 運転者2名(前年度3名) |
| ・静岡県高速道路交通安全協議会 西部支部長表彰 | 運転者4名(前年度4名) |

5.主な安全に関する資格取得実績(2023 年度)

運行管理者試験 合格者12名(前年度16名)

4.自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

2023 年度発生 20 件

内 訳

車内	4 件	第一当事者 4 件 第二当事者 0 件
接触・車内	1 件	第一当事者 1 件 第二当事者 0 件
被追突	2 件	第一当事者 0 件 第二当事者 2 件
健康起因	13 件	
車両故障	0 件	

2022 年度発生 21 件

内 訳

車内	2 件	第一当事者 2 件 第二当事者 0 件
接触・車内	0 件	
被追突	3 件	第一当事者 0 件 第二当事者 3 件
健康起因	16 件	
車両故障	0 件	

※健康起因・・・体調不良により乗務交代を行った件数

5.自然災害による輸送障害(運休)

2023 年度

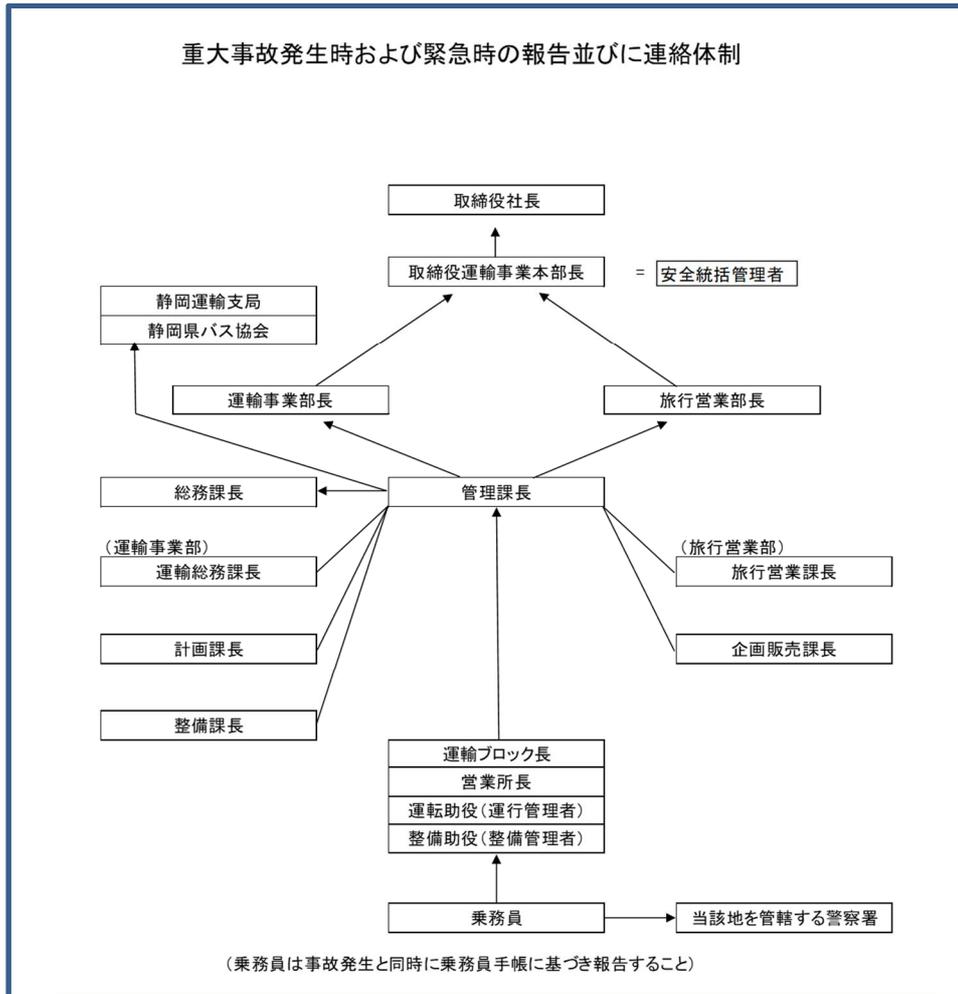
日付	要因	路線	運休状況
6月2日	大雨	一般路線	一部運休
		空港・高速路線	一部運休
6月3日	大雨	一般路線	一部運休
		空港・高速路線	一部運休
8月15日	台風	空港・高速路線	運休
8月16日	大雨	空港・高速路線	一部運休
2月5日	降雪	空港・高速路線	一部運休
2月6日	降雪	空港・高速路線	一部運休

2022 年度

日付	要因	路線	運休状況
7月10日	大雨	一般路線	一部運休
9月19日	台風	空港・高速路線	一部運休
9月23日	大雨	一般路線	一部運休
		空港・高速路線	一部運休
9月24日	大雨	一般路線	一部運休及び一部区間運休
		空港・高速路線	一部運休
9月25日	大雨	一般路線	一部区間運休 (土砂崩れのため 10/21 まで継続)
12月24日	降雪	空港・高速路線	一部運休
1月24日	降雪	空港・高速路線	一部運休
1月25日	降雪	空港・高速路線	一部運休
1月26日	降雪	空港・高速路線	一部運休及び一部区間運休
1月27日	降雪	空港・高速路線	一部運休及び一部区間運休
1月28日	降雪	空港・高速路線	一部区間運休

※自然災害への対応については P18 をご参照下さい。

6. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



1. 当社における輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統の概略図は当社の安全管理規程に記載されているとおりです。
2. 当社における重大事故発生時及び災害、緊急時の報告並びに連絡体制の概略図は当社の安全管理規程に記載されているとおりです。

7. 輸送の安全に関する重点施策

2024 年度に実施すべき重点施策を「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」に基づき、以下の通りに定めました。

また、重点施策の実施のために当社経営計画の中で策定した実施項目は【9. 2024 年度の輸送の安全に関する計画及び輸送の安全のために講じる措置】にて記載させていただきます。

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
2. 輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効果的に行うよう努めること。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
5. 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

8. 2023 年度の輸送の安全のための重点施策と講じた措置

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

(1) 経営トップ・安全統括管理者による全営業所職場巡視(9月・12月)

【所内巡視】



【営業所員と語る会の開催】



(2) 自己監査(営業所監査・相互監査)の実施

「14. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

(3) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査等委員監査

「14. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

(4)事故防止のための計画・実施事項

① 年間最重点実施項目の設定

2023年度 事故防止スローガン

それは危険！を予測して

有責事故ゼロ

安全！安心！信頼！～先に潜む危険の“予測”と“察知”の徹底～

事故防止重点実施項目

- 接触事故ゼロ**——“予測”運転の徹底と“察知”力の向上
- バック事故ゼロ**——バック事故防止確認動作10項目の完全実施による危険の“察知”
- 車内事故ゼロ**——車内事故防止呼称確認5項目の完全実施と目で見えて危険を“察知”
- 衝突事故ゼロ**——交差点、カーブ進入の手前では危険を“予測”しアクセル OFF

1. 有責事故削減

- (1)接触事故防止 … ●予測した運転操作の励行 ●漫然化した運転操作の撲滅
「運転姿勢の矯正」「片手運転の撲滅」「フットレストの使用」
- (2)バック事故防止 … ●見られていなくても10項目の徹底 ●下車して後方の確認の実施
●互いにバック誘導の実施 ●平均 9.90 以上の達成
- (3)車内事故防止 … ●「社員のチカラ」の実施 100点達成率 50%以上 ●「お後はごさいませんか」達成率 70%以上
- (4)衝突事故防止 … ●交差点、カーブの手前での減速を徹底 ●進入時はアクセル OFF の実施
- (5)運行評価表 100点取得率の向上 … ●前年比 101%以上の達成 ●100点達成率 80%以上の達成

2. 運行ミスの撲滅 —— ●一運行ごとの運行経路確認 ●始発時、分岐点手前での行き先案内を完全実施

3. 階層別教育の強化 —— ●運行評価表 SPSS 分析による運転レベルアップ教育の実施

4. 乗務員健康管理の徹底 —— ●SAS 検診の一斉実施と C-PAP 装着率の向上
●脳ドック受診及び、各種予防接種の推進

5. 新規運転者採用推進

6. 飲酒運転の撲滅 —— 個々への飲酒量のヒアリング / 貸与チェッカーの動作確認

7. ヒヤリハット事案の収集強化 — 各営業所毎月目標件数以上

②ドライブレコーダーやデジタルタコグラフのデータを活用した事故防止教育



③安全運転研修センターにおける車両感覚養成のための実践訓練



④各種強化月間の設定

5月:春の全国交通安全運動(5/11~5/20)

- ・交差点立ち見調査
- ・車内事故防止呼称確認動作 5項目添乗チェック
- ・バックの確認動作 10項目チェック

7月:車内事故防止キャンペーン(7/1~7/31)

【一般乗合バス】

- ・「ゆとり乗降の啓発」「ゆとり運転の励行」「停留所発進時における安全基本動作の徹底」

【貸切・高速・空港連絡バス等】

- ・「乗客へのシートベルト着用案内の徹底」

7月:夏の交通安全県民運動(7/11~7/20)

- ・交差点立ち見調査
- ・車内事故防止呼称確認動作 5項目添乗チェック
- ・バックの確認動作 10項目チェック

9月:秋の全国交通安全運動(9/21~9/30)

・交差点立ち見調査

12月:年末の交通安全県民運動(12/15~12/31)

- ・飲酒運転防止指導
- ・交差点立ち見調査
- ・車内事故防止呼称確認動作 5項目添乗チェック
- ・バックの確認動作 10項目チェック

12月:年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施(12/10~1/10)

・自主点検表による安全総点検

⑤本部及び全営業所による事故防止対策委員会の開催(9月・3月)

【本部事故防止対策委員会・運輸安全マネジメント会議】



⑥適性診断の実施と運転者への指導

⑦営業所長会議(毎月開催)、副所長・所長代理会議(年5回)

⑧統括運行管理者会議(毎月開催)

⑨0の日に本社管理職による乗務前点呼実施状況の確認

⑩整備管理者会議(毎月開催)

⑪第3回遠鉄ドライバースコンテスト実施(1月)

全運転者の中から、運転業務について成績優秀な10名を選抜し、日頃培った安全運転の技術を競い合いました。競技には大型乗合バスを使用し、全5種目(S字、鋭角、直進障害、方向転換、車いす乗車の基本動作)の技術について採点を実施しました。



⑫運転者職場環境良好度認証制度(二ツ星取得)



(5)健康管理の確実な実施

- ①年2回の定期健康診断
- ②健康管理指導基準(当社基準)に基づく運転者の健康状態の把握
- ③睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策としてスクリーニング検査、終夜睡眠ポリグラフ検査の実施
三方原営業所(56名)、浜松東営業所(53名)、新人運転者等(30名)
- ④一定年齢に達した運転者に対する「脳MRI健診」の実施
三方原営業所(13名)、浜松東営業所(9名)、浜松西営業所(8名)
細江営業所(3名)、磐田営業所(13名)
- ⑤66歳以上運転者の人間ドック毎年受診

(6)飲酒運転防止対策の実施

- ①業務開始前及び業務終了後点呼時のアルコール検知の徹底(手順の遵守指導)
- ②個人持ちアルコールチェッカーの貸与

2.輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効果的に行うように努めること。

(1)運転者の採用強化および処遇改善

- ・無事故の実績に応じて支給する「無事故手当」の月額を一律で23,000円引き上げ
- ・60歳以上(正社員)の賃金を乗合乗務員手当の新設により月額17,500円引き上げ
- ・入社後の新人教育期間に支給する「研修期間手当」を新設

(2)運転者の離職防止

- ・60歳以上の乗務員の離職防止のため貸切バス、空港バス、高速バスの乗務条件を見直し

(3)乗合バスへ自転車や歩行者にバスの接近をお知らせする注意喚起放送装置を導入(70台)

3.輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

4.輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- (1)事故・お客様の声情報の共有と活用(本社及び全営業所)
- (2)ヒヤリハット情報の収集と分析
- (3)国土交通省「事業用自動車安全通信」の活用による他社事例の周知
- (4)「社員のチカラ」(社内モニター制度による添乗評価)
- (5)事故関係の初任担当者教育の実施

5.輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

- (1)「13.輸送の安全に関する教育及び研修の計画」の通り計画した教育及び研修の実施
- (2)取締役社長及び安全統括管理者が現場に出向いての情報共有及び指導
- (3)運輸事業本部管理職及び担当課員による現場に出向いての点呼状況の調査指導
- (4)事故防止教育に活用するドライブレコーダーやデジタルタコグラフのデータの分析
- (5)安全運転中央研修所における安全運転研修(12/8～12/10:7名)
- (6)外部講師による健康管理、労働基準法及び改善基準告示に関する教育
- (7)外部講師による安全運転研修の実施
- (8)東京・横浜方面現地教育(17名)
- (9)京都・奈良方面現地教育(16名)
- (10)交通事故救命救急法講習(16名)
- (11)バスガイド安全教育(年2回)
- (12)雪道走行教育(11名)



- (13)交差点における街頭指導(毎月実施)
- (14)現場におけるバック操作指導
- (15)整備管理者による日常点検の指導
- (16)自己監査担当者研修会
- (17)独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)運輸安全マネジメント評価



- (18)独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)模擬監査の実施(各営業所運行管理者参加)
浜松西営業所・磐田営業所

【模擬監査風景①】



【模擬監査風景②】



- (19)専用教材を使用した高齢者疑似体験
- (20)地震発生を想定した防災訓練
 - ①バスロケ無線による訓練
 - ②トランシーバー・災害時優先電話を利用した拠点間の情報伝達訓練
 - ③社員の安否確認訓練
- (21)緊急事態を想定した危機管理広報訓練

9. 2023 年度安全に対する費用支出及び設備投資(主なものの実績)

(1) 運転者への無事故手当	58,264 (千円)
(2) 教育に関する支出 (運転者・運行管理者)	11,073 (千円)
(3) 乗合バス車両への安全装置導入 (注意喚起放送装置)	7,255 (千円)
(4) 健康管理 (運転者・運行管理者)	6,724 (千円)
※定期健康診断、SAS スクリーニング検査、終夜睡眠ポリグラフ検査、脳 MRI 健診等の会社負担額	
(5) 改善基準告示変更等に伴う労務管理システムの改修	3,830 (千円)
(6) 運行管理・点呼に関する機器の導入・保守	3,818 (千円)
※アルコール検知器保守点検、点呼録画・録音機器の導入	
(7) 安全運行、運転技能に対する社員への表彰	2,173 (千円)
(8) 独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA) による 運輸安全マネジメント評価及び模擬監査	860 (千円)

10. 2024 年度の輸送の安全に関する計画及び 輸送の安全のために講じる措置

「7.輸送の安全に関する重点施策」に対応して、輸送の安全を確保するために当社経営計画の中で策定した実施項目は次の通りです。

1.輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

- (1)経営トップ・安全統括管理者による全営業所職場巡視
- (2)自己監査(営業所監査・相互監査)の実施
「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照
- (3)経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査等委員監査
「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照
- (4)運輸防災マネジメントの推進

(5)事故防止のための計画・実施事項

2024年度 事故防止スローガン

ミスは慣れと油断から!

有責事故ゼロ

安全!安心!信頼! ~ 慣れ と 油断 がもたらす危険をなくす~

事故防止重点実施項目

- ✓ **車内事故ゼロ** — “着席確認”と“呼称確認”の徹底! **油断** 禁物
- ✓ **接触事故ゼロ** — **慣れた**道でも“アイポイントの設定”や“左右のミラー確認”を行い、接触事故防止
- ✓ **バック事故ゼロ** — 構内の **慣れた**場所こそ“バック事故防止確認動作10項目”の徹底
- ✓ **追突事故ゼロ** — 急停車や割込みなど“他車の動静に注意”、“速度や車間距離”に気をつけ**油断**しない

2024年度 事故防止スローガン

- ✓ **車内事故ゼロ** — “着席確認”と“呼称確認”の徹底! **油断** 禁物
- ✓ **接触事故ゼロ** — **慣れた**道でも“アイポイントの設定”や“左右のミラー確認”を行い、接触事故防止
- ✓ **バック事故ゼロ** — 構内の **慣れた**場所こそ“バック事故防止確認動作10項目”の徹底
- ✓ **追突事故ゼロ** — 急停車や割込みなど“他車の動静に注意”、“速度や車間距離”に気をつけ**油断**しない

1. 有責事故削減
 - (1)車内事故防止 … **着席確認と呼称確認の徹底**
 ●社員のチカラ 5点満点取得率 **70%以上** / 「お後はいかがでしょうか?」達成率 **80%以上**
 - (2)接触事故防止 … **アイポイント**を作り、車両感覚の把握 ●走行中は**左側サイドミラー**の位置を常に意識する
 - (3)バック事故防止 … **バック事故防止確認動作10項目の完全実施** ●**平均9.90以上の達成**
 - (4)追突事故防止 … 急停車や割込みなど、不測の事態にも対応できる**速度と車間距離の確保**
 ●「**安全速度**」遵守 ●車間距離は「**車間時間3秒以上**」あける
 ●運行中の携帯、スマホ使用の禁止
 - (5)運行評価表100点取得率の向上 … ●**前年比101%達成**
2. 運行ミスの削減 ————— 一運行ごと運行表/運行指示書の確認
(始発、分岐点手前での行き先案内を完全実施)
3. 発生原因の分析力向上 ————— ●ヒヤリハット事案の収集と分析 ●「なぜなぜ分析」事故発生状況の分析
 ●適性診断結果の分析と活用
4. 乗務員健康管理の徹底 ————— SAS検診の一斉実施とC-PAP装着率の向上・脳ドック受診の推進
5. 飲酒運転の撲滅 ————— 個人毎の飲酒習慣の把握、貸与チェッカーの動作確認
6. 新規運転者採用推進 (35人)

		★月別有責事故発生件数を記入★
4月	一旦停止の完全徹底 指定箇所での歩行者、自転車の動静確認	【有責事故 件】
5月	ミラーを使い、右左折時の内輪差とオーバーハングの確認	【有責事故 件】
6月	アイポイントを作り車両感覚を把握した接触事故防止の推進	【有責事故 件】
7月	“車内事故強化月間”車内ミラーと車内マイクを活用し 車内事故の完全防止	【有責事故 件】
8月	バス停車時 左側寄り過ぎによる接触防止と、適切な停車位置によるお客様の安全確保	【有責事故 件】
9月	接触事故防止「だろう」の前にアクセルオフと先ず「止まる」	【有責事故 件】
10月	急がずに必ず守る“バック事故防止 確認動作 10 項目”	【有責事故 件】
11月	進路変更ではミラーを使い後続車両の発見と目視による死角確認の徹底	【有責事故 件】
12月	先急ぎせず 十分な車間距離を取り追突事故防止	【有責事故 件】
1月	車内事故防止呼称確認動作 5 項目の完全実施	【有責事故 件】
2月	バック事故防止 確認動作 10 項目の完全実施でバック事故ゼロ!	【有責事故 件】
3月	先急ぐ気持ちをおさえ「お後はいかがでしょうか?」と車内確認による車内転倒防止	【有責事故 件】

遠州鉄道株式会社運輸事業本部本部事故防止対策委員会

2.輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。

- (1)運転者採用の強化と処遇改善(入社等級、昇格要件、年間休日数など)
- (2)健康管理の推進(SAS スクリーニング検査、終夜睡眠ポリグラフ検査、脳 MRI 健診等)
- (3)運行管理者の処遇改善(運行管理者手当の引き上げ)

3.輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照

4.輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- (1)事故・お客様の声情報の共有と活用体制の一層の構築(本社及び全営業所)
- (2)事故関係の初任担当者教育の実施
- (3)営業所長会議、副所長・所長代理会議、統括運行管理者会議等

5.輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

- (1)「13.輸送の安全に関する教育及び研修の計画」の通り計画した教育及び研修の実施
- (2)取締役社長及び安全統括管理者が現場に出向いての情報共有及び指導
- (3)運輸事業本部管理職及び担当課員による現場に出向いての点呼状況の調査・指導
- (4)外部機関における安全運転研修の実施
- (5)ドライブレコーダーやデジタルタコグラフデータを活用した事故防止教育
- (6)バスガイド安全教育(年2回)
- (7)自己監査担当者研修会
- (8)第4回遠鉄ドライバーズコンテスト
- (9)外部講師招聘による安全運転研修の実施
- (10)労働基準法及び改善基準告示に関する教育(年1回)

11.事故・災害に関する報告連絡体制

「6.輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統」及び安全管理規程を参照ください。

12.自然災害への対応について

(1)大雨の対応

集中豪雨等による道路の冠水や河川の氾濫、土砂災害の発生、もしくはその可能性が高いと判断される場合は、運行を見合わせる場合があります。

(2) 暴風の対応

当社施設に設置された風速計により風速を観測しており、風速が規制値を越えた場合には、運行を見合わせます。また、風速が規制値内の場合でも運転者から強風の連絡があった場合は、安全を確保するために運行を見合わせる場合があります。

(3) 台風の対応

台風接近時の対応としては、大雨時の対応及び暴風時の対応方に準じて運行を見合わせます。

【計画運休について】

大型の台風接近に伴い、当社のバス路線がその進路上にあり、「暴風域」に入るなど運行に重大な支障が見込まれる場合は、予め運行を中止する「計画運休」を実施する場合があります。(事前に当社ホームページ等で告知します)

(4) 地震の対応

「激しい揺れ」や「周囲の建造物等の激しい揺れ」の体感・視認で地震の発生を確認した場合は、直ちに安全な場所にバスを停車させます。地震発生後の被害状況の確認、安全点検の実施により運行再開または中止を判断します。

(5) 運行の再開について

運行を中断した場合、安全にバスが走行できること確認した後に運行を再開いたします。

大型の台風や地震、豪雨の場合は、当社係員によるバス路線や施設の点検等により安全の確認ができ次第運行を再開いたします。(被害状況によっては、運行の再開に時間を要する場合がありますのでご了承ください)

13. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

1. 運転者

(1) 階層別教育

- ・ドライブレコーダーやデジタルタコグラフ分析に基づく実戦形式の教育
- ・飲酒運転防止教育
- ・教育施設を活用した車両感覚養成教育
 - ① 貸切運転者教育(高速教育含む)
 - ② 事故未然防止教育(デジタルタコグラフデータ等を活用した教育・追跡指導)
 - ③ 事故惹起者教育(事故発生時のドライブレコーダー映像等を活用した教育)
 - ④ 指導乗務班長・乗務班長教育(指導者育成教育)

(2) 雪道走行教育

(3) 適性・適齢・初任診断の実施

2. 運行管理者

(1) 運行管理者全員を対象とした年間 2 回の事故防止及び法令遵守に関する集合教育

(2) 統括運行管理者を対象とした 1 ヶ月に 1 回程度の事故防止及び法令遵守に関する集合教育及び情報共有のための会議を実施

(3) 運行管理者(統括運行管理者除く)を対象にした年間 2 回の事故防止及び法令遵守に関する集合教育

(4)独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)による一般講習を受講

3.整備管理者

(1)整備管理者を対象に、年間4回以上の整備基準確認等の集合研修を実施

(2)静岡運輸支局による研修・講習会の受講

(3)整備管理補助者への研修指導の実施

4. 副所長、所長代理 年6回程度、運行管理・健康管理に関する集合教育及び意見交換を実施

5. 営業所長 月1回程度の営業所長会議において、情報共有及び意見交換を実施

6. 初任運転者(貸切バス)

(1)実施内容・日程

安全運転の実技指導(添乗付き)、教育開始からおおよそ1ヶ月半経過後に実施

(2)ルート

【三方原営業所より出発するルート】

1日目 (西コース)	2日目 (東コース)	3日 (南コース)	4日目 (北コース) (夜間)
三方原営業所	三方原営業所	三方原営業所	三方原営業所
中沢斎場	掛川道の駅	中の町・豊田町	天竜山東車庫
坪井ICより浜名BP	グランシップ静岡・隘路	R150 福田車庫	春野町 天狗の里
浜名バイパス 自動車専用道	草薙球場・東門	御前崎 なぶら市場	アクティの森
のんほいパーク西門・中央門	日本平パークウェイ	藤枝サッカー場	掛川球場
緑が浜公園	日本平 (昼食)	谷稲葉 (昼食)	入口 袋井ケートエコパ 4P
伊良湖岬 (昼食)	清水・坂道	島田球場 金谷駅	出口 掛川ケート
豊橋道の駅	三保の松原	掛川道の駅	掛川駅南口
湖西市スキ・レークサイド	R150号・焼津IC入り口	三方原営業所	つま恋南ゲート
三ヶ日・根洗町	谷稲葉・うぐいすパーキング		菊川相良線
三方原営業所	三方原営業所		静岡空港 (夕食)
			三方原営業所

【磐田営業所より出発するルート】

1日目 (西コース)	2日目 (東コース)	3日 (西北コース)	4日目 (北コース) (夜間)
磐田営業所	磐田営業所	磐田営業所	磐田原営業所
百貨店南側 (浜松駅南口)	谷稲葉の駅 (うぐいすP)	磐田磐南聖苑	天竜山東車庫
坪井ICより浜名BP	グランシップ静岡・隘路	浜岡原子力館	アクティの森
浜名バイパス 自動車専用道	草薙球場・東門	御前崎なぶら市場	掛川球場
のんほいパーク西門・中央門	日本平パークウェイ	藤枝サッカー場	入口 袋井ケートエコパ 4P
緑が浜公園	日本平	谷稲葉うぐいすAP	出口 掛川ケート
伊良湖岬	清水・坂道	島田球場 駐車場	掛川駅南口
豊橋道の駅	三保の松原	新金谷駅 旧道	つま恋南ゲート
中田島 (まつり会館)	R150号・焼津アクアス	愛の駅北口ロータリー	菊川相良線
磐田営業所	磐田営業所	磐田営業所	静岡空港
			磐田営業所

(3)車種区分

大型貸切車両を使用

(4)実技指導の具体的内容

国土交通省が定める「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の内容に基づき実施しております。

実際に運行する可能性のある経路(高速道路、坂道、隘路、市街地等)において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等により指導しております。

【坂道走行】



【夜間走行】



(5)添乗者の指導歴

当社では3名の指導員と4名の補助指導員が実技指導を行っております。

指導員の指導歴 11年(1名)、8年(1名)、2年(1名)です。

補助指導員の指導歴 2年(3名)、1年(1名)です。

14. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置

1. 2023 年度において講じた措置は以下の通りです。

- (1) 当社においては「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づく自己監査規程により、自己監査を実施しております。2023 年度については、本部運行管理部門及び全営業所に対して自己監査を実施し、運営状況を確認し、指摘事項についてのフォローアップ監査を実施し改善を図りました。
- (2) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査等委員の監査を実施しております。取締役社長・安全統括管理者に対し、輸送の安全の確保のための取り組み、課題等を確認するための監査を実施し、関与状況を確認しました。

【経営トップ・安全統括管理者の輸送の安全の確保への取り組み状況の監査(2024.3.29)】



2. 2024 年度におきましても以下のような措置を講じます。

(1) 自己監査について

- ① 自己監査(営業所監査、相互監査)を実施します。
- ② 重大事故、災害等が発生した場合、その他必要と認められる場合については自己監査を実施します。
- ③ 自己監査結果から改善すべき点が発生した場合は、直ちに是正措置又は予防措置を講じ、フォローアップの自己監査を実施します。

(2) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査等委員監査について

取締役社長・安全統括管理者に対し、輸送の安全の確保のための取り組みへの関与状況を確認します。

15.一般貸切旅客自動車運送事業の内容について

(1)車両に係わる情報(2024年3月31日現在)

	車両数 (台)	年式(年)		平均 車齢 (年)	ドライブ レコーダー 搭載車両 導入台数 (台)	デジタル式 運行記録計 搭載車両 導入台数 (台)	ASV 搭載車両 導入台数 (台) ※後付除く	ASV 後付 導入 台数 (台)	主な運行の様態	
		最古	最新							
大型	82	2000	2024	10年	82	82	49	9	観光輸送(昼間)	
中型	9	1999	2017	10年	9	9	6	0	学校・企業等の 送迎行事輸送	
小型	-	-	-	-	-	-	-	-		
任意保険 加入状況		対人保険 無制限			対物保険 2,000万円					

(2)人員体制に係わる情報(2024年3月31日現在)

運転者	雇用形態別人数 (人)	正規	正規雇用以外	合計	
		397	35	435	
社会保険等加入者 (人)	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険	
		429	426	432	430
運行管理者	32				
整備管理者	5				

16.行政処分の公表

2023年度において行政処分を受けた実績はございません。

17.安全管理規程

当社の「安全管理規程」は別紙の通りです。当社については「安全管理規程」の届出の義務を有した事業者であり、2006年12月に中部運輸局静岡運輸支局に届出を済ませております。

18.安全統括管理者

当社については、安全統括管理者の届出の義務を有した事業者であり、現時点の安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 5 の要件を満たしており、2024年 7 月に中部運輸局静岡運輸支局に届出を済ませております。

【氏名】 高林 宏明

【役職】 取締役運輸事業本部長

安全管理規程（自動車）

遠州鉄道株式会社

安全管理規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 1 章 総 則

第1条（目 的）

この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3条（輸送の安全に関する基本的な方針）

取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本的な方針」を社長訓として次の通り定め、社員（一般旅客自動車運送事業に係る社員に限る。）に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。

「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

我々バス事業に従事するものは、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」ということを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう

以上、方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策については絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努める。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していく。

第4条（輸送の安全に関する重点施策）

1. 前条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を重点施策とし、当社経営計画の中で実施項目を策定して実施する。
 - （1） 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
 - （2） 輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
 - （3） 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
 - （4） 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - （5） 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

第5条（輸送の安全に関する目標）

第3条に掲げる輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、当社運転事故防止対策委員会において、事故防止重点実施項目を年度毎に目標として策定する。

第6条（輸送の安全に関する計画）

重点施策の実行および目標の達成のために、必要な予算の確保や実施項目を毎年度作成する経営計画の中で定め、その実行により輸送の安全を確保する。

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第7条（取締役社長の責務）

1. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
3. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 取締役社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第8条（社内組織）

1. 取締役社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
 - （1）安全統括管理者（運輸事業本部長）
2. 安全統括管理者は運輸事業部長を通じて上記の企業統治を的確に実施するため次に掲げる者を選任する。

- (1) 運行管理者
 - (2) 整備管理者
 - (3) その他必要な責任者
3. 運輸事業部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
 4. 営業所長は、運輸事業部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
 5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

第9条（安全統括管理者の選任及び解任）

1. 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者から、運輸事業本部長を安全統括管理者として選任する。
2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

第10条（安全統括管理者の責務）

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

1. 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
2. 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
3. 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
5. 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、内部監査を行い、取締役社長に報告すること。
6. 取締役社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
7. 運行管理が適正に行われるよう、運輸事業部長を通じて、運行管理者を統括管理すること。
8. 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
9. その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 1 1 条（輸送の安全に関する重点施策の実施）

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する重点施策を実施するために、輸送の安全に関する計画の中で実施項目を策定し、その実施を通じて輸送の安全に関する目標を達成する。

第 1 2 条（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

取締役社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

第 1 3 条（事故、災害等に関する報告連絡体制）

1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
2. 事故、災害等に関する報告が、取締役社長、安全統括管理者又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

第 1 4 条（輸送の安全に関する教育及び研修）

第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

第 1 5 条（輸送の安全に関する内部監査）

1. 安全統括管理者は、内部監査員を指名して、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、必要と判断される事例が発生した場合は上記以外に内部監査を実施する。
2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、取締役社長に報告するとともに輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

第 1 6 条（輸送の安全に関する業務の改善）

1. 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場

合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

第17条（情報の公開）

1. 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。
2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

第18条（輸送の安全に関する記録の管理等）

1. 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、教育及び研修の状況、内部監査の結果、取締役社長に報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法については、遠鉄グループ文書管理規程に基づくものとし、詳細については、別紙文書等保存内規に定めるものとする。

附 則

制 定	平成18年10月 1日
改 正	平成20年11月10日
改 正	平成21年 4月 1日
改 正	平成21年 8月10日
改 正	平成22年 7月 1日
改 正	平成23年 6月 1日
改 正	平成24年 6月 1日
改 正	平成25年 6月 1日
改 正	平成27年 1月 1日
改 正	平成28年 7月 1日
改 正	2020年 6月 1日
改 正	2020年 9月 1日
改 正	2022年 6月 29日
改 正	2024年 7月 1日

社 長 訓

～輸送の安全に関する基本方針～

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

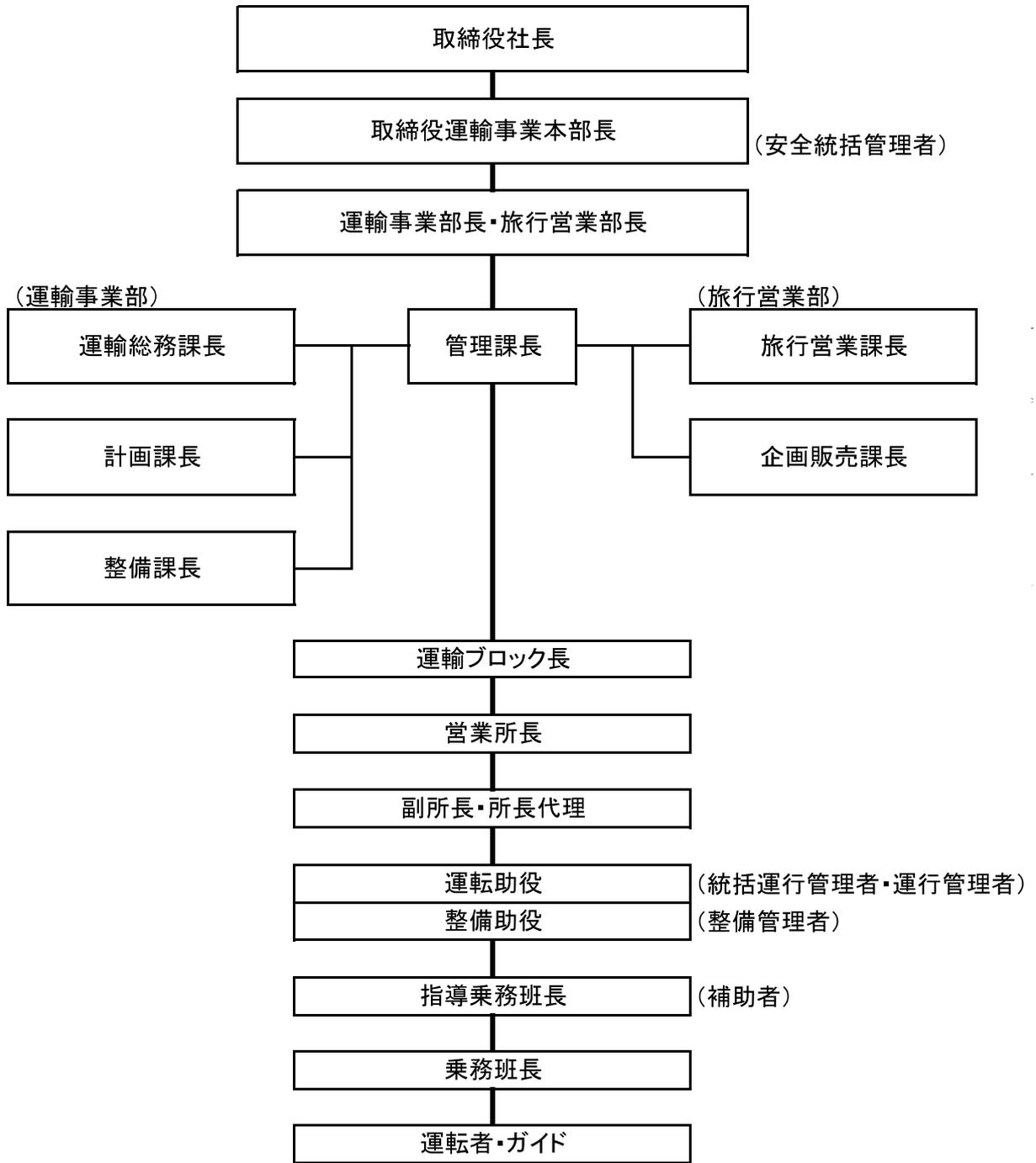
我々バス事業に従事する者は、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」ということを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう

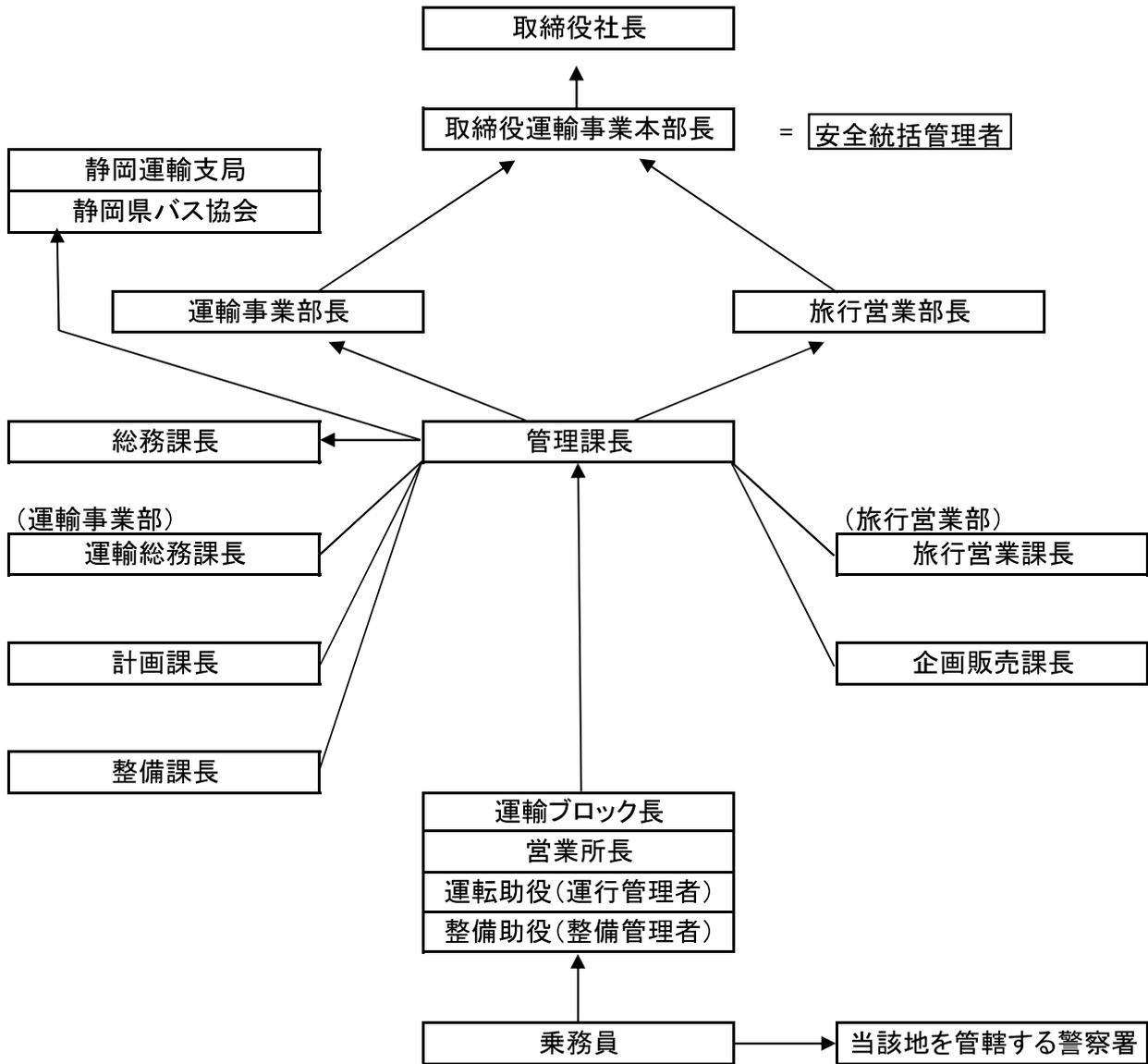


遠州鉄道株式会社
取締役社長 丸山晃司

安全管理組織図



重大事故発生時および緊急時の報告並びに連絡体制



(乗務員は事故発生と同時に乗務員手帳に基づき報告すること)

文書等保存内規

この内規は旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規程に基づき定められた旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針の第15条の規定に基づき情報および記録の保存について下記の表の通り定める。

帳票類名	期間	場所	根拠条文	適用
点呼簿(甲)	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
点呼簿(乙)	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年 (貸切事業は3年)
点呼簿(丙)	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
点呼実施状況の録画・録音記録	90日間	管理課	運輸規則第24条	90日間 (貸切事業のみ)
アルコール呼気検査時の写真	90日間	管理課	運輸規則第24条	90日間 (貸切事業のみ)
出勤簿(乗合・貸切・契約)	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
対面点呼簿	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
乗務記録(タコグラフ)	3年	営業所	運輸規則第25条	法令は1年 (貸切事業は3年)
苦情処理簿	3年	営業所	運輸規則第3条	法令は1年
事故記録	永久	営業所	運輸規則第26条の2	法令は3年
乗務員台帳	3年	営業所	運輸規則第37条	退職後
運行前点検表	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
中間点検表	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
終業点検表	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
運行指示書	3年	営業所	運輸規則第28条の2	法令は1年
運送引受書	3年	企画販売課	運輸規則第7条の2	法令は3年
事故速報	3年	営業所		
お褒め・ご意見集計表	3年	営業所		
異常気象の記録	3年	営業所		
適性診断	3年	営業所	運輸規則第38条の2	
タコグラフ指導表	3年	営業所		
デジタコ運行評価表	3年	営業所		
健康診断個人指導表	5年	営業所	労働安全衛生法第66条	
本部事故防止委員会議事録	3年	管理課		
交通事故集計表	3年	管理課		
内部監査報告書	3年	管理課		
自動車事故報告書	永久	管理課		
安全統括管理者の指示に関する記録	3年	管理課		
重大事故および緊急時の報告連絡体制に関する記録	3年	管理課		
情報公開に関する記録	3年	管理課		
安全管理規程第18条に規程された記録	3年	管理課		
教育・訓練の記録	3年	管理課		